

アジア新・新興国への進出と GSP の活用 ～日本、EU、米国の GSP 比較～

ジェトロ・シンガポール 椎野幸平

近年、カンボジア、ラオス、ミャンマー（CLM）などのメコン地域やバングラデシュ、スリランカなどアジアの新・新興国と呼ばれる国への投資が活発化している。新・新興国への進出には、自由貿易協定（FTA）に加えて、日本、EU、米国などの一般特惠関税制度（GSP）の適用状況を正しく理解することが不可欠である。

■ なぜ、今、GSP か

アジア地域では中国やタイにおける人件費上昇を背景に、労働集約的な生産拠点を新・新興国へ設置する投資事例が増加している。縫製業では、中国の工場を閉鎖して CLM などへ移転する事例がみられ、カンボジアではワイヤーハーネスやモーターなど労働集約的な工業製品の生産拠点の設置も進んでいる。これら新・新興国への進出では、国内需要が小さいだけに、日本、EU、米国などの先進国やアジア域内向けなどの輸出を目的としていることが一般的だ。

輸出に当たって、輸入国において関税の減免を受けるためには、①進出国と輸入国の間に FTA が発効している場合には、FTA を利用する選択肢とともに、②先進国が開発途上国の輸出・開発支援を目的に開発途上国産の物品に対して関税を減免する GSP を利用する選択肢がある。

CLM やバングラデシュなど、アジアの新・新興国と呼ばれる国々は、開発途上国の中でも後発開発途上国（LDC、後述）に位置付けられる国である。LDC に対しては、先進国において、一般に LDC 以外の開発途上国よりも幅広い品目で関税が無税化され、FTA と同等もしくは FTA 以上に関税減免の範囲が広いと、GSP 利用による節税効果は大きいものがある。

一方、GSP は供与する先進国側の裁量が大きいため、先進国によって適用対象国が限定されている場合があること、原産地規則も異なること、FTA にはない「卒業」（後述）という制度が

あるなど、複雑な面がある。そのため、新・新興国で輸出向けの製造拠点設置を目的とする投資では、先進国の GSP 制度を理解した上で、投資戦略を立てることが肝要である。

■ GSP とは

GSP（一般特惠関税制度）とは、「最恵国待遇の例外¹として、先進国が片務的に開発途上国の産品に対して、一般税率よりも低い特惠税率（優遇された関税）を適用する制度」である。FTA（自由貿易協定）は、締約国が相互にかつ恒久的に関税を減免する協定であるが、GSP は先進国が途上国に一方的に特惠関税を供与する点が異なる。

GSP には、一般特惠（一般 GSP）と特別特惠（GSP-LDC）の 2 種類がある。一般 GSP とは、LDC を除くその他の開発途上国のうち、特惠受益国に指定された国・地域を対象に特惠関税を適用する制度である。GSP-LDC は、特惠受益国の中でも所得水準などが低い LDC を対象とし、一般特惠に比較し、適用される特惠関税の対象品目が広く、かつ GSP と同等もしくはより有利な特惠関税が適用される。

LDC は、国連が一人当たり GNI（国民総所得）、

¹ 最恵国待遇（MFN：Most-Favoured-Nation Treatment）とは、「いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、全ての加盟国の同種の産品（like product）に対して、即時かつ無条件に与える義務」であり、GATT（関税および貿易に関する一般協定）第 1 条で規定されている。GSP はこの最恵国待遇に反することとなるが、1979 年の GATT 理事会決定「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加」により、GSP は MFN の例外として供与することが認められている。

図表1 日本、EU、米国のGSP制度の概要

	日本	EU(新GSP制度)	米国
一般GSP	(1) 特恵受益国: 145カ国 (2) 対象品目: 品目総数の72% (品目総数: 9300品目、有税品目: 6200品目、MFNベースで無税: 3100品目、GSP対象品目: 3550品目) (3) 特恵内容: 関税免税、関税削減	<一般GSP> (1) 特恵受益国: 89カ国 (2) 対象品目: 品目総数の66%+19品目 (3) 非センシティブ品目: 無税、センシティブ品目: 関税削減(最低3.5%) <GSPプラス> (1) 特恵受益国: 一定要件(人権・環境条約の遵守、多角性基準、輸入シェア基準等)を満たしている国に対して一般GSPを上回る特恵を付与。 (2) 対象品目: 品目総数の66%+4品目 (3) 特恵内容: 非センシティブ品目: 無税、センシティブ品目: 無税	(1) 特恵受益国: 128カ国 (2) 対象品目: 3511品目(HS8桁ベース) (3) 特恵内容: 関税免税
GSP-LDC	(1) 特恵受益国: 48カ国 (2) 対象品目: 品目総数の98% (品目総数: 9300品目、有税品目: 6200品目、MFNベースで無税: 3100品目、GSP-LDC対象品目: 6000品目) (3) 特恵内容: 関税免税	EUは、GSP-LDCに該当する制度をEBA(Everything But Arms)と呼称。 (1) 特恵受益国: 49カ国 (2) 対象品目: 品目総数の99.8% (3) 特恵内容: 関税免税	(1) 特恵受益国: 43カ国 (2) 対象品目: 4975品目(HS8桁ベース) (3) 関税免税

[資料]日本税関、欧州委員会、USTRから作成

人的資源関係の指標（HAI：Human Assets Index）、経済の脆弱性（EVI：Economic Vulnerability Index）の3つの指標に基づいて、対象国を定めている。日本、EU、米国ともに原則として、国連の定めるLDCに対してGSP-LDCを供与している²。

また、一人当たりGNIは、世界銀行が毎年発表している。世界銀行では一人当たりGNIをもとに、各国の所得水準を、低所得国（Low income）、低中所得国（Lower middle income）、中高所得国（Upper middle income）、高所得国（High income）の4つに分類している。それぞれの所得分類に定義される一人当たりGNIの金額は、毎年、変更されているが、2011年時点では、低所得国は一人当たりGNIが1025ドル以下の国、低中所得国は同1026～4035ドル、中高所得は4036～12475ドル、高所得国は1万2476ドル以上と定義されている³。

日本、EU、米国のGSPの概要をまとめたものが図表1である。日本のGSPでは、一般GSP

は145カ国を対象として、品目総数（9300品目）のうち、72%の品目で関税の減免を行っている。GSP-LDCについては、LDC48カ国を対象とし、品目総数の98%で関税を免税している。

EUについては、2014年1月から、現行制度に代えてGSPの新制度が導入される予定である。EUの新GSPのもとでは、一般GSPの特恵受益国は89カ国⁴、品目総数の約66%を対象とし、この内、非センシティブ品目は関税を免税、センシティブ品目は最低3.5%の関税が削減される。EUのGSP-LDCは、武器以外の全ての品目を無税化するという意味でEBA

（Everything But Arms）と呼ばれており、特恵受益国は49カ国、対象品目も品目総数の99.8%とほぼ全ての品目で関税が免除される。

なお、EUにはGSPプラスという制度もある。これは、人権・環境条約の遵守などの一定要件を満たしている国に対しては、一般GSP以上の条件を供与する枠組みで、具体的には一般GSPでセンシティブ品目に位置付けられる品目に対

²国連のLDCの定義については以下のウェブサイトを参照。

<http://www.un.org/special-rep/ohrlls/lde/lde%20criteria.htm>

³現在の各国の所得分類は以下の世界銀行のウェブサイトを参照。<http://data.worldbank.org/country>。

⁴EUの新GSPでは、一般GSPの対象国が現行の176カ国から89カ国に減少するが、EUは新GSPで供与対象国をより限定することで、LDCなどが一層、受益しやすくすることを目的としていると説明している。

図表2 日本、EU、米国の対アジアGSP適用状況

	一人当りGNI (2011年、US\$)	世銀統計上の 所得分類	日本	EU	米国
ミャンマー	-	低所得国	○ (LDC)	7月19日から再開 (EBA)	再開検討中
バングラデシュ	780	低所得国	○ (LDC)	○ (EBA)	近く適用除外 (LDC)
カンボジア	820	低所得国	○ (LDC)	○ (EBA)	○ (LDC)
ラオス	1,130	低中所得国	○ (LDC)	○ (EBA)	再開検討中
パキスタン	1,120	低中所得国	○	○	○
ベトナム	1,270	低中所得国	FTA発効(一部の品目で 一般GSP適用可能)	○	
インド	1,410	低中所得国	FTA発効(一部の品目で 一般GSP適用可能)	○	○
フィリピン	2,210	低中所得国	FTA発効(一部の品目で 一般GSP適用可能)	○	○
スリランカ	2,580	低中所得国	○	○	○
インドネシア	2,940	低中所得国	FTA発効(一部の品目で 一般GSP適用可能)	○	○
タイ	4,440	中高所得国	FTA発効(一部の品目で 一般GSP適用可能)	○ (2015年にも卒業)	○
中国	4,940	中高所得国	○	○ (2015年にも卒業)	
マレーシア	8,770	中高所得国	FTA発効(一部の品目で 一般GSP適用可能)	○ (2014年にも卒業)	
ブルネイ	31,800 (2009)	高所得国		○ (2014年にも卒業)	

[注1]○はGSPを適用していることを意味する。

[注2]EBAはEverything but armsの略。

[資料]日本税関、欧州委員会、USTRから作成

しても関税を免税する制度である。開発途上国の輸出支援を目的とされた制度に、人権や環境などの価値基準をGSPに組み込んだ制度と位置付けられる。

米国については、一般GSPの供与国は128カ国、対象品目は3511品目(HS8桁ベース)、GSP-LDCについては43カ国を対象に4975品目で関税を免税している。但し、米国のGSPはLDCの主力の輸出品である縫製品について、その多くの品目を適用対象外としており、この点で、日本やEUの制度よりも輸出者には使いにくい制度となっている。

■ 日本、米国、EUで異なるGSPの運用

日本、EU、米国の実際のGSPのアジア各国への適用状況をみたものが図表2である。日本は高所得国に分類されるブルネイを除くアジア

主要国に対してGSPを供与しており、GSP-LDCはカンボジア、ミャンマー、ラオス、バングラデシュに対して適用している。

日本はASEAN諸国にGSPを供与するとともに、CLMを除くASEAN7カ国とは二国間でFTAを発効させており、加えてASEAN・日本FTA(ASEAN10カ国と日本が締結、インドネシアは未発効)も発効しているため、GSPとFTAの関係性を理解する必要がある。一般GSPとFTAの関係では、一般GSPの適用対象国でかつFTAが発効している国に対しては、原則として一般GSPが適用除外となることから、FTAが利用されることがほとんどだ。但し、一般GSP対象品目の内、FTAよりも有利な税率が適用される一部の品目については、一般GSPが例外的

に適用される⁵。

一方、GSP-LDC と FTA の関係では、一般 GSP と異なり、GSP-LDC の適用対象国に対しては FTA 発効以降も全ての品目で GSP が適用される。そのため、CLM に進出した企業は、ASEAN・日本 FTA と GSP-LDC の 2 つの制度のうち、使い易い制度を選択することができる。FTA と GSP では特惠税率が異なる場合があることに加えて、異なる原産地規則（後述）が適用されるため、品目によって使い分けて利用することが肝要となる。GSP-LDC の適用対象品目は品目総数の 98% とほぼ全ての品目が対象とされていること、一部繊維製品で GSP の原産地規則で FTA よりも緩やかなルールが適用されているため、一般に GSP-LDC が利用されることが多いようだ。

日本とアジア諸国間では数多くの FTA が発効している一方、米国、EU とアジア諸国間では、FTA の発効は限定的である。EU は韓国と発効済み、シンガポールとは合意済み、米国はシンガポール、韓国と発効済みであるだけだ。そのため、ASEAN や南アジアから欧米向けに輸出する場合には、FTA を利用する選択肢はほとんどなく、GSP が幅広く利用されている。

EU については、ミャンマーを除くアジア主要国に対して GSP を供与しており、その内、EBA の適用対象国はカンボジア、ラオス、バングラデシュである。ミャンマーに対しては、労働者権利保護の状況などを問題視し、1997 年以降、適用停止措置がとられてきたが、近年の状況の変化をふまえ、6 月に EU 理事会において GSP (EBA) 適用再開が決定、6 月 29 日に官報に掲載された⁶。7 月 19 日に施行される見通し

⁵日本で、FTA 発効国に対して、引き続き、一般 GSP を適用している品目は以下の日本税関ウェブサイト参照。
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokei.htm

⁶EU のミャンマーへの GSP 適用再開については、以下のウェブサイト参照。

で、ミャンマーから EU への縫製品などの輸出を促進する効果が見込まれる。なお、EU のミャンマーへの GSP 適用開始措置は、2012 年 6 月 13 日まで遡及して適用される。

米国は、GSP-LDC はカンボジア、バングラデシュ（後述）にのみ適用しており、ミャンマー、ラオスは適用除外となっている。ベトナムも、一般 GSP の適用除外とされている。米国では GSP を共産主義国や労働者の権利保護が不十分な国等には供与しない方針があることが理由とみられる。ベトナムにとっては、ベトナムの主力輸出製品が縫製品である中、競合国であるカンボジアなど周辺国が GSP の供与を受けている一方、ベトナム製品が米国で特惠関税を享受できないことは価格競争力の面で不利になっており、米国が参加する TPP 交渉に積極的に参加するインセンティブともなっている。

米国においても、ミャンマーとラオスに対して GSP の適用を認める方向で検討が開始されている。今年 4 月には米国通商代表部 (USTR) でミャンマー、ラオスへの GSP 適用に関する公聴会⁷が開催されており、今後、ミャンマー、ラオスも米国の GSP-LDC の適用対象となる可能性がでてきている。

一方、バングラデシュについては、米国は 6 月 27 日、今後、バングラデシュを GSP の適用対象除外にすることを発表した⁸。これは、今年 4 月にバングラデシュの縫製工場が入居するビルが崩落事故を起こし、多数の死者を出したことを受け、同国における労働者の権利保護が不

[http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2012/0251\(COD\)&l=en#documentGateway](http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2012/0251(COD)&l=en#documentGateway)
官報は以下ウェブサイトに掲載されている。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:181:0013:0014:EN:PDF>

⁷ USTR における公聴会については、以下のウェブサイト参照。
<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/blog/2013/june/ustr-gsp-hearings-burma-laos>

⁸米国の対バングラデシュ GSP 適用停止の発表は以下のウェブサイト参照。

<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2013/june/michael-froman-gsp-bangladesh>

十分であると判断したことによるものである。同停止措置は、官報掲載 60 日後に施行されることとなる。バングラデシュの対米国輸出額(2012年、IMF・DOT 統計)は 37 億ドルで輸出総額の 17%を占める。しかし、輸出品のほとんどは米国では GSP 適用対象外となっている品目が多い縫製品であり、今回の GSP 適用停止措置の実質的な影響は食料品類や一部の靴類など限定的なものとなると考えられる。

同様に、EU においてもバングラデシュへの GSP 適用停止も視野に労働者の権利保護の状況が精査されている。仮に、EU がバングラデシュへの適用停止措置に踏み切った場合、主力の輸出品である縫製品に現在、GSP-LDC が適用されていること、バングラデシュの対 EU 輸出額は輸出総額の 45% (101 億ドル) を占めるだけに、大きな影響を与えることになりそうだ。

■ 日本、EU、米国の卒業規定比較

FTA にはない制度で、GSP に存在する制度が「卒業」である。「卒業」とは、GSP は開発途上国の輸出支援を目的に先進国が片務的に関税減免を供与する制度のため、開発途上国の所得水準が一定水準以上に達した場合には、同国を GSP の適用除外とする制度である。そのため、GSP を利用する場合には、現在、GSP が適用されていても、将来的には現状よりも高い税率が課税される可能性があることを念頭に置く必要がある。

GSP の卒業には、「国別卒業 (Country graduation)」と「品目別卒業規定 (Product-by-Graduation)」の 2 種類がある。国別卒業は GSP 対象国が一定の所得水準に達した場合は、同国全体を GSP 対象国から適用除外 (卒業) する制度である。品目別卒業は、GSP 対象国の中でも、競争力が十分にあると判断される特定製品についてのみ、特惠関税の適用除

外とする制度である。この卒業規定についても、日本、EU、米国においてそれぞれ異なるルールが適用されており、3 カ国・地域の卒業規定を比較したものが図表 3 である。

まず、国別卒業についてみていこう。日本と米国の国別卒業規定では、世界銀行の所得分類で高所得国になった国を GSP の適用除外とする規定となっている (日本の場合は、3 年連続で高所得国に分類された場合と明記)。高所得国とは、2011 年時点で一人当たり GNI が 12475 ドル超の国であり、アジア主要国の中ではブルネイが該当するのみで、マレーシア (8770 ドル)、中国 (4940 ドル)、タイ (4440 ドル) などは中高所得国にとどまっている。

一方、EU は、現行の GSP では、日本と同様に、高所得国に 3 年連続で分類された国を GSP の適用除外とするルールが適用されている。しかし、新 GSP のもとでは、「高所得国もしくは中高所得国に 3 年連続で分類された国は GSP の適用除外とする」ルールに変更される。中高所得国とは、2011 年で一人当たり GNI が 4036 ドルから 12475 ドルの国であり、上記のマレーシア、中国、タイも該当することとなる。マレーシアは既に 2000 年代を通じて中高所得国に分類されているため、2014 年から EU の GSP の適用除外となる見込みである。また、タイと中国については 2010 年から中高所得国に分類されており、2012 年 (2013 年発表) で中高所得国に分類されると、2015 年にも GSP の適用除外となる可能性がある⁹。

■ 品目別卒業規定

品目別卒業規定については、日本、EU、米国

⁹ EU の新 GSP の規定に基づき、除外決定後、1 年間の猶予期間が与えられるため、2015 年から適用除外となる。なお、EU の新 GSP 制度の詳細は 2012 年 11 月 2 日付け通商弘報、2013 年 03 月 15 日付け通商弘報、2013 年 3 月 18 日付け通商弘報を参照。

図表3 日本、米国、EUのGSP卒業規定の概要

	日本	EU (新GSP制度)	米国
国別卒業	世界銀行のGNIに基づき、高所得国 (High Income Country) に3年連続で分類された国はGSPの適用対象除外。	世界銀行のGNIに基づき、高所得国もしくは中高所得国 (upper-middle income country) に3年連続で分類された国はGSPの適用対象除外とする。	世界銀行のGNIに基づき、高所得国 (High Income Country) に分類された国、もしくは経済開発と貿易競争力に対する評価に基づき、GSPの適用対象除外。
品目別卒業	ある特恵受益国からのある製品の過去3年間の平均輸入額が15億円を超え、かつ、同一品目の対世界輸入総額の50%を超える場合は、特恵対象から3年間除外。但し、特恵受益国からの特恵輸入総額の25%を当該品目が占める場合は、除外しない。後発開発途上国 (LDC) を原産地とする品目は、除外しない。 *部分卒業 (Partial Graduation) 以下のa) を満たす特恵受益国、b) の基準を満たす品目について、適用除外。 a) 世界銀行のGNIに基づき、高所得国 (High Income Country) に分類される国。 b) 上記a) を満たす国を原産地とするある製品の輸入額が、10億円を超え、かつ、同一品目の対世界輸入総額の25%を超える場合 (前々年度の輸入統計に基づく)。	ある特恵受益国からのある製品の平均輸入額が、全ての特恵受益国からの同一品目の輸入総額の17.5% (繊維・縫製品の場合は14.5%) を、3年連続で超過した場合には、同品目を適用対象除外とする。 3年毎に見直しを行う。	ある特恵受益国からのある製品の輸入額が、当該年の同一品目の輸入総額の50%以上となった場合、もしくは一定額を超えた場合 (2013年は1億6000万ドル) は適用除外。

[資料] 日本税関、欧州委員会、USTRから作成

ともにそれぞれ基準が異なっている。日本では、「ある特恵受益国からのある製品の過去3年間の平均輸入額が15億円を超え、かつ、同一品目の対世界輸入総額の50%を超える場合は、特恵対象から3年間除外」するルールが適用されている。一方、①特恵受益国からの特恵輸入総額の25%以上を当該品目が占める場合、②後発開発途上国 (LDC) を原産地とする品目の場合などは、除外しないこととなっている。日本で品目別卒業の対象となっている品目は、そのほとんどが中国製の品目が対象となっており、中国以外では、タイのでんぷん類、ブラジルの飲料類が対象となっている程度である¹⁰。

なお、日本には「部分卒業」という制度があり、これは世界銀行のGNIに基づき、高所得国に分類される国を原産地とするある製品の輸入額が、10億円を超え、かつ、同一品目の対世界輸入総額の25%を超える場合、適用除外する制度である。高所得国となった国のうち、一定程

度の競争力がある製品については、いち早く卒業させる制度と位置付けられる。

EUの新GSPのもとでは、「ある特恵受益国からのある製品の平均輸入額が、全ての特恵受益国からの同一品目の輸入総額の17.5% (繊維・縫製品の場合は14.5%) を、3年連続で超過した場合」、同品目をGSPの適用除外とするルールが適用される。品目別卒業は、3年毎に見直しが行われることとなっている。但し、EUでは、EBA、GSPプラスの適用対象国には、卒業規定を適用しないこととなっている。

EUの新GSP制度のもと、2014年から2016年の品目別卒業の対象品目をみると、中国製品が大半を占めているものの、インドの化学品類、繊維類、自動車類、インドネシアの油脂類、化学品類、タイの食品類など、日本よりも多様な国の品目が対象となっていることが特徴である¹¹。

米国については、「ある特恵受益国からのある

¹⁰ 日本品の品目別卒業品目のリストは以下の日本税関のウェブサイト参照。
http://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1506_e.htm

¹¹ EUの品目別卒業品目のリストは以下の欧州委員会ウェブサイト参照。
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/february/tradoc_150582.pdf

製品の輸入額が、当該年の同一品目の輸入総額の50%以上となった場合、もしくは一定額を超えた場合（2013年は1億6000万ドル）は適用除外」とするルールが適用されている。実際の適用除外品目をみると、タイ、インドネシア、インドなどアジアの国々の品目が幅広く対象となっている¹²。なお、中国についてはGSPそのものが適用除外となっている。また、米国も日本、EUと同様にGSP-LDCの対象国には卒業規定を適用していない。

■ FTA との関係

GSPには、FTAにはない卒業規定があるため、特惠関税の適用が恒久的ではない点には留意が必要である。特に、EUの新GSPでは、マレーシア、タイ、インドネシア、インドなどからEUに輸出を行っている場合、2014年以降、国別卒業、品目別卒業の対象となり、特惠関税に代わり、一般関税が課税される可能性がある。そのため、現在、対象品目を輸出している場合は、取引先等と関税引き上げについて事前に協議しておくことが肝要である。

一方、GSPを卒業した場合であっても、卒業国と日本、EU、米国の間でFTAが締結されれば、GSP卒業後も、FTAの利用を通じてこれまでと同様の関税減免を受けることが可能となる。そのため、GSP卒業国は、卒業時に併せて、先進国とFTAを締結するインセンティブを持つこととなる。

現在、EU、米国とアジア諸国間のFTA発効・交渉状況をみたものが図表4である。EUはインド、マレーシア、ベトナム、タイと交渉中で、米国はTPP交渉を通じてベトナム、マレーシア、ブルネイ、シンガポール（シンガポールとは別途二国間FTAが発効済）と交渉中である。EU

とマレーシア、タイ、インド間で個別にFTAが締結されれば、今後、同国からEUへの輸出に対してこれまでのGSPと同様の条件で輸出が可能となることを見込まれる。しかし、現段階では、これらのFTA交渉の合意の目処は明らかではなく、マレーシアの2014年卒業、タイの2015年卒業までにFTAが発効する可能性は低く、一時的にでもEUで一般関税が賦課されることとなるとみられている。

図表4 米国とEUの対アジア太平洋諸国FTAの動向

	状況	相手国・地域
EU	発効済	韓国(2011年7月発効)
	合意済	シンガポール
	交渉中	インド
		マレーシア
		ベトナム
タイ		
米国	発効済	シンガポール(2004年1月発効)
		豪州(2005年1月発効)
		韓国(2012年3月発効)
	交渉中	環太平洋戦略経済連携協定(TPP) (米国、豪州、シンガポール、NZ、ブルネイ、チリ、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本)

■ GSPで適用される原産地規則とは

GSPを利用するためには、FTAと同様に、輸出される当該製品が各GSPで定める原産地規則を満たすことが求められる。日本、EU、米国のGSPの原産地規則が異なること、日本ではFTAとGSPで原産地規則が異なり、新・新興国から日本への輸出では品目によって使い分けが必要となること、日本のGSP特有の自国関与基準という制度もあることなどから、原産地規則の違いを理解しておくことが重要だ。

原産地規則(Rules of origin)とは、物品の生産国(国籍)を特定するための基準・手続きである。製品の原産性を定めるルール(原産地認定基準)には、関税番号変更基準、付加価値基準、加工工程基準などがある。関税番号変更

¹²米国の品目別卒業品目リストは以下のUSITC(米国国際貿易委員会)ウェブサイトを参照。
<http://www.usitc.gov/tata/hts/>

図表5 日本、米国、EUのGSPの原産地認定基準の概要

日本		EU (GSP)	米国 (GSP)
日本 (ASEAN・日本FTA)	日本 (GSP)		
<一般ルール> 選択型 (付加価値基準40% (FOBベース) もしくは関税番号変更基準 (CTH)) <品目別規則> 関税番号変更基準、付加価値基 準、加工工程基準等。	<一般ルール> 関税番号変更基準 (CTH) <品目別規則> 選択型、併用型、関税番号変更 基準、加工工程基準等。	<品目別規則> 選択型、関税番号変更基準、付 加価値基準 (工場出荷価格ベース)、加工工程基準) LDCの一部品目にはより柔軟な原 産地規則が適用 (例：非LDCに対して付加価値基 準50%のところ、LDCに対しては 付加価値基準30%等)	<一般ルール> 付加価値基準35% (輸入時評価 額ベース)

〔注〕 CTHはHS4桁レベルでの関税番号変更を求める基準のこと。

〔資料〕 各国政府資料から作成

基準は「締結国で生産された最終財の関税番号が、同財の生産に投入された非原産材料の関税番号と異なる場合に原産資格を付与する基準」、付加価値基準は「物品に対する付加価値を締結国内で一定水準（閾値）以上付加した物品に対して、原産資格を付与する基準」である。加工工程基準は「特定の生産・加工工程が行われた製品に対して、原産資格を付与する基準」で、主に縫製品に対して適用され、二工程基準（糸から生地への加工、生地から縫製品への加工の双方を満たすこと）が代表的な事例である。加えて、複数の基準からGSP/FTA利用企業が適用する基準を選択できる選択型、複数の基準を満たすことを求める併用型を適用する品目もある。また、原産地認定基準には大半の品目に適用される一般ルールと特定品目毎に定められる品目別規則がある。

日本、米国、EUのGSPに加えて、日本のASEAN・日本FTAの原産地認定基準の概要を比較したものが図表5である。日本のGSPでは一般ルールとして関税番号変更基準が適用される一方、ASEAN・日本FTAでは選択型が採用されている。但し、新・新興国から日本への輸出が多い縫製品については広く加工工程基準が採用されている。

米国については付加価値基準が採用されている一方、EUでは選択型が幅広い品目に採用さ

れている。加えて、EUでは、LDCに対しては一部の品目で、LDC以外の開発途上国に適用される原産地認定基準よりも緩やかな基準が適用されており、LDCの輸出により有利な制度となっている。

■ GSP、ASEAN・日本FTAで異なる縫製品の原産地規則

日本のGSP、ASEAN・日本FTAの原産地認定基準では、新・新興国から日本への主力の輸出品である縫製品で、異なる基準が適用されている点にも留意が必要である。

縫製品はHS61（ニット製の縫製品）、HS62（織物製の縫製品）、HS63（その他の繊維製品）からなるが、HS61については日本のGSP、ASEAN・日本FTAともに二工程基準（糸→生地→ニット製の縫製品）が採用されている。一方、HS62についてはASEAN・日本FTAでは二工程基準が採用されている一方、GSPでは一工程基準が採用（生地→織物製の縫製品、一部品目を除く）されており、生地から織物製の縫製品に加工を行うことのみで原産地認定基準を満たすことができる。一方、HS63ではASEAN・日本FTAでは二工程基準である一方、GSPは三工程基準（繊維→糸→生地→衣類）が採用されており、FTAを利用した方が有利となる。

なお、現在、適用されている縫製品への原産地規則は、2011年にGSP制度が10年ぶりに見直された際、改訂されたものである。変更点は大きく3つあり、①上述のHS61の原産地規則が3工程基準から2工程基準に緩和されたこと、②繊維製品（HS50～63）に対して自国関与基準（後述）が導入されたこと、③同繊維製品に対してデミニミス基準が導入されたことがある。

デミニミス基準とは、一定割合までは、非原産材料が入っていることを認めるルールである。日本のGSPの場合、非原産材料の総重量が製品の総重量の10%以下であれば、非原産材料が使用されていても原産地認定基準を満たすことが可能となっている¹³。このように、2011年のGSP改訂により、現在のGSPは以前よりも一層、使いやすい制度となっている。

■ASEAN・日本FTAとGSPで異なる「累積」基準

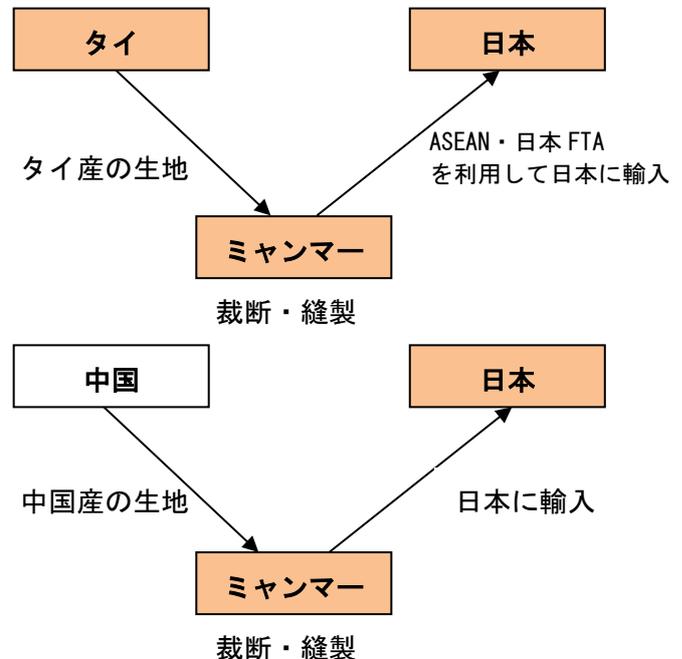
FTAの原産地規則の中で重要なルールの一つに累積がある。「累積（Accumulation）」とは、一方のFTA締約国の原産品である原材料を、他方のFTA締約国で利用する場合、同原材料を原産材料とみなす規定である。

実際のケースをみて考えてみよう。①タイ、中国から生地をミャンマーに輸入、②ミャンマーでニット製の縫製品（HS61）に加工、③ASEAN・日本FTAを利用して日本に輸出するケースで、かつ同製品の原産地規則には二工程基準が適用されている場合を想定する（図表6）。

ASEAN・日本FTAは累積規定を有し、かつタイ、ミャンマー、日本ともにASEAN・日本FTAの加盟国であるため、原産地認定基準を満たすタイ産の生地は、ミャンマーで原産材料とみなされる。一方、中国はASEAN・日本FTAに加盟していないため、中国産の生地には累積

規定が適用されず、日本へASEAN・日本FTAを利用して輸出する場合、原産地認定基準（二工程基準）が満たせないこととなる。

図表6 ニット製品を日本へ輸出する場合のケース



日本、米国、EUのGSP、ASEAN・日本FTAの累積基準をみたものが図表7である。EUのGSP、米国のGSPともに、一部のGSP適用国間での累積を認めている¹⁴。一方、日本では、ASEAN・日本FTAでは累積が認められているが、GSPについては一般GSPの適用国であるASEAN5（タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ベトナム）では累積が認められているのみで、カンボジアやミャンマー、ラオスなどGSP-LDCの適用国やその他の開発途上国において累積が認められていない。

そのため、前述のケースで、タイの生地を輸入してミャンマーでニット製の縫製品に加工する場合、ASEAN・日本FTAでは累積が認められ原産地認定基準を満たせるものの、日本の

¹³ ASEAN・日本FTAにおいては、繊維・縫製品を含め他の製品にも適用されるデミニミス条項が含まれている。

¹⁴ EUの累積ルールについては、2013年7月11日付け通商弘報参照。

図表7 日本、米国、EUのGSP、ASEAN・日本FTAの累積基準の概要

日本		EU (GSP)	米国 (GSP)
日本(ASEAN・日本FTA)	日本(GSP)		
<p>☑地域累積 FTA締約国であるASEAN10カ国、日本で累積適用(なお、現状、インドネシアは未発効)。</p>	<p>☑ASEAN5累積 タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ベトナムに対して累積原産地制度が適用。その他の国では同制度は適用されない。 カンボジア、ラオス、ミャンマー等に対しては累積は適用されない。</p>	<p>☑二国間累積(Bilateral Cumulation) EU原産材料を受益国の原産材料として累積可能。 ☑地域累積 (Regional Cumulation) グループI:カンボジア、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー(2013年まではシンガポールも累積対象。加えて、マレーシア、ブルネイも2013年中は累積対象だが、2014年から非特惠受益国となり、累積対象外となる見込み)。 グループII: ポリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンデュラス、ニカラグラ、パナマ、ペルー(2013年まではベネズエラも累積対象) グループIII: バングラデシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、スリランカ グループIV: パラグアイ(2013年までアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイも累積対象) ☑拡張累積 (Extended Cumulation) EUがFTAを締結している国について累積を認める。</p>	<p>☑地域累積 (Regional Cumulation) ○ASEAN: カンボジア、インドネシア、フィリピン、タイ ○SAARC (South Asian Association for Regional Cooperation): アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ ○Andean Group (Cartagena Agreement): ポリビア、エクアドル、ベネズエラ ○WAEMU (West African Economic and Monetary Union): ベニン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニア・ビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ ○SADC (Southern Africa Development Community): ボツワナ、モーリシャス、タンザニア ○CARICOM (Caribbean Common Market): ベリーズ、ドミニカ、グナダ、ガイアナ、ジャマイカ、モントラセト、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン</p>

[注]EUのルールは、2014年1月以降の適用ルールで、2013年までのルールと比較し、地域累積のルールが変更され、非特惠受益国となった国は累積対象から除外される。

[資料]各国政府資料から作成

GSP-LDC を利用する場合には累積が適用されず、基準を満たせないこととなる。但し、前述の通り、HS62 に該当する織物類については、GSP で一工程基準が適用されているため、HS62 については ASEAN・日本 FTA (二工程基準) より GSP を利用した方が有利となる。このように、ASEAN・日本 FTA と GSP の利用に際しては、このやや複雑なルールの違いを理解した上で、利用企業にとって有利なルールを活用していくことが求められる。

■ユニークな日本の自国関与基準

日本の GSP では、累積制度は導入されていないものの、累積に準じる制度が導入されている。これは「自国関与基準 (Donor Content Rule)」と呼ばれ、「日本から輸出された物品を原材料の全部または一部として生産された物品のうち、日本から輸出された物品を特惠受益国の原産品とみなす規定」である。

自国関与基準と累積の異なる点は、累積の場合は原材料として利用される繊維製品が日本の原産品であることが求められる一方、自国関与基準では、日本の原産品のみならず、日本から

輸出された繊維製品も適用対象としている点である¹⁵。つまり、日本産の生地のみならず、外国産、例えば中国産の生地を一旦、日本に輸入し、同生地をカンボジアなどに再輸出した場合も、同生地は原産材料として扱われることとなる

(図表8)。この点で、自国関与基準は、累積よりも緩やかなルールと指摘できる。但し、海外から輸入された生地などの原材料を日本において通関せずに保税状態で在庫し、再輸出した場合には「積戻し品」との位置付けになり、自国関与基準が適用されない点には注意が必要だ。

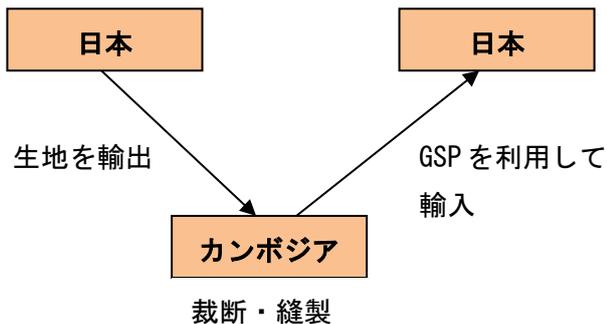
日本においても繊維製品は有税品目が多いため、有税品目については、一旦、日本において関税を納税した上で再輸出することが必要となる。

加えて、自国関与基準を利用するためには、日本税関に対して、①輸出国が製品の原産性を証明する原産地証明書(フォーム A)に加えて、②使用した原材料が日本から輸入されたことを示す「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書 (Annex: Certificate of materials imported

¹⁵自国関与基準には適用除外品目があり、同リストは以下の通り。 <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/gsp/content.html>

from Japan)」を提出することが手続き上、求められる。同証明書は、輸出国における原産地証明書と同一の所管官庁もしくは指定された第三者機関によって発行することが求められている。

図表 8 自国関与基準を用いた事例



しかし、カンボジアやミャンマーでは、政府担当者の同制度への認知度が低いため、日本からの輸入原料に関する証明書の発給がなされない事例も一時みられた。その後、利用企業や現地のジェトロ事務所等からの説明や働きかけも行い、現在では、カンボジアやミャンマーでは同証明書が発行されていることを確認している。一方、今後も証明書を発給する担当者によっては、理解が十分でない場合も、想定されるため、そうした場合には同制度を英文で解説している日本の外務省サイトなどを示して説明することが効果的であると考えられる¹⁶。

■ RCEP と日本の GSP

今年 5 月に交渉が始まった東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) と GSP の関係について触れておきたい。RCEP は、ASEAN10 カ国と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド (NZ) の 16 カ国が交渉する FTA で、物品

¹⁶外務省の GSP を説明するサイトと日本からの輸入原料に関する証明書のフォーム

解説：

<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/gsp/explain.html#08>
フォーム：

http://www.mofa.go.jp/policy/economy/gsp/doc_evi.html

貿易、サービス貿易、投資分野を対象に 2015 年末までの交渉完了を目指している。

アジア地域では、ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) に加え、ASEAN と周辺国 (日本、中国、韓国、インド、豪州・NZ) との個別 FTA、いわゆる ASEAN+1 の FTA が既に形成されている。この中で、RCEP は、①既存の FTA の自由化率をさらに高めること、②日中韓など、交渉に参加する 16 カ国の中で現在、FTA が形成されていない国間で新たな FTA が形成されること、③既存の FTA で適用されている原産地規則などの異なるルールが統一されることに加え、16 カ国全体で累積規定が導入されることで日本企業のサプライチェーンに即した FTA が形成されることなどが意義として指摘できる。

RCEP が形成された場合、日本の GSP では特惠関税を利用できない一部の縫製品などで RCEP の利用が進むことが想定される。RCEP で累積規定が導入された場合、中国産の生地をベトナムやカンボジア、ミャンマーなど ASEAN 諸国に輸入し、縫製品に加工した場合、現在では ASEAN・日本 FTA、日本の GSP とともに累積規定が適用されない中、RCEP では中国産の生地も原産材料とみなされることとなる¹⁷。仮に RCEP で縫製品に二工程基準が適用された場合、HS62 については日本の GSP で一工程基準が採用されているため、引き続き GSP が選択されると想定されるが、HS61 と HS63 では RCEP を利用することにより、新たに特惠関税を利用できることとなることが想定される。

■ 便利な情報源

最後に、GSP を利用するに当たって、関連する情報源を以下の通り、ご紹介する。

¹⁷ベトナム、カンボジア、ラオスなどでは、縫製品の原材料である繊維製品 (HS50~60) の多くは中国から輸入されている。例えば、ベトナムでは、繊維製品の輸入の 33% (33 億ドル) が中国からの輸入で占められている。

日本の GSP 情報については、以下の外務省と日本税関のウェブサイトが詳しい。また、日本税関が公表している「一般特惠関税マニュアル」は同制度の詳細を解説しているため、制度を理解する上で必須の資料となっている。

外務省 (GSP) :

<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/gsp/index.html>

税関(GSP) :

http://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/importsukan/1501_e.htm

一般特惠関税マニュアル :

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/ippan.pdf

米国の GSP 情報については、以下の米国通商代表部 (USTR) のウェブサイトが詳しい。

<http://www.ustr.gov/trade-topics/trade-development/preference-programs/generalized-system-preference-gsp>

また、EU の GSP 情報については、以下の欧州委員会のウェブサイトが詳しい。

<http://ec.europa.eu/trade/wider-agenda/development/generalised-system-of-preferences/>

アンケート返送先 FAX：03-3582-5309
 e-mail：ORF@jetro.go.jp
 日本貿易振興機構 海外調査部 アジア大洋州課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：アジア新・新興国への進出と GSP の活用～日本、EU、米国の GSP 比較～

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■ 質問 1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■ 質問 2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■ 質問 3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■ お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

アジア新・新興国への進出と GSP の活用～日本、EU、米国の GSP 比較～

作成者: 日本貿易振興機構(ジェトロ)

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL:03-3582-5179(海外調査部アジア大洋州課)
<http://www.jetro.go.jp>

本原稿は 2013 年 7 月 16 日～7 月 18 日付け通商弘報に掲載された原稿です。

【免責事項】 本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。